

# 建築物の解体・改修時には アスベスト調査 が必要です!



アスベスト調査はなぜ必要な?



アスベストを取扱うときは、様々な法律などで規制されます。



## 1.建築基準法



建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿等の除去が必要です。ただし、増改築など既存部分は、封じ込め及び囲い込みの措置を許容しています。

(建築基準法第86条の7、施行令137条4の3、施行令137条の12)

## 2.石綿障害予防規則



**事業者**は、当該建築物、工作物又は船舶について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録する必要があります。

(石綿障害予防規則第3条)

## 3.廃棄物の処理及び清掃に関する法律

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

(廃棄物処理法施行令第6条)

## 4.大気汚染防止法



解体工事を行う場合、**受注者**(元請業者)または自主施工者は、事前に石綿の調査を行うことが義務付けられています。

(大気汚染防止法第18条の17)

※その他にも、建設リサイクル法、宅地建物取引業法等で規制が行われています。



# どんな建材にアスベストが使用されているの?



アスベストは多くの建材に使用されています。アスベスト含有製品の有無は、建材種類別及び製造時期並びに目視、設計図書等により調査し、判断できない場合については、分析調査が必要です。アスベストとは、クリソタイル、アモサイト、アクチノライト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライトの6種類を示します。

## ■アスベスト含有建材と製造時期

石綿障害 予防規則区分 (施工部位)	種類 (施工部位)	建材の種類	製造時期
廃石綿等	吹付け材	吹付け石綿	1956~1975
		石綿含有吹付けロックウール	1961~1987
		湿式石綿含有吹付け材	1970~1989
		石綿含有吹付けバーミキュライト	~1988
		石綿含有吹付けパーライト	~1989
	保温材・耐火被覆材・断熱材	石綿含有けいそう土保温材	~1980
		石綿含有けい酸カルシウム保温材	~1980
		石綿含有バーミキュライト保温材	~1980
		石綿含有パーライト保温材	~1980
		石綿保温材	~1980
石綿含有産業廃棄物	耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	1963~1997
		石綿含有耐火被覆板	1966~1983
	断熱材	屋根用折板石綿断熱材	~1989
		煙突用石綿断熱材	~2004
	内装材(壁・天井)	石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952~2004
		石綿含有スレートボード・平板	1931~2004
		石綿含有スレートボード・軟質板	1936~2004
		石綿含有スレートボード・軟質フレキシブル板	1971~2004
		石綿含有スレートボード・その他	1953~2004
		石綿含有スラグせっこう板	1978~2003
		石綿含有パルプセメント板	1958~2004

石綿障害 予防規則区分 (施工部位)	種類 (施工部位)	建材の種類	製造時期	
石綿含有産業廃棄物	内装材(壁・天井)	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960~2004	
		石綿含有ロックウール吸音天井板	1961~1987	
		石綿含有せっこうボード	1970~1986	
		石綿含有パーライト板	1951~1999	
		石綿含有その他パネル・ボード	1966~2003	
	床材	石綿含有壁紙	1969~1991	
		耐火間仕切り	石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960~2004
		石綿含有ビニル床タイル	1952~1987	
		石綿含有ビニル床シート	1951~1990	
		石綿含有ソフト巾木	住宅用ほとんどの	
外装材(外壁・軒天)	その他アスベスト含有建材(成形板等)	石綿含有窯業系サイディング	1960~2004	
		石綿含有建材複合金属系サイディング	1975~1990	
		石綿含有押出成形セメント板	1970~2004	
		石綿含有けい酸カルシウム板第1種	1960~2004	
		石綿含有スレートボード・フレキシブル板	1952~2004	
	屋根材	石綿含有スレート波板・大波	1931~2004	
		石綿含有スレート波板・小波	1918~2004	
		石綿含有スレート波板・その他	1930~2004	
		石綿含有住宅屋根用化粧スレート	1961~2004	
		石綿含有ルーフィング	1937~1987	
設備配管	煙突材	石綿セメント円筒	1937~2004	
	建建築壁部材	石綿セメント管	~1985	
		石綿発泡体	1973~2001	



# アスベスト調査はどのような手順で行うの?



## 事前相談

アスベストに関する相談や調査が必要な場合は、調査会社、建設会社や地方公共団体などにお問い合わせください。調査は、特定建築物石綿含有建材調査者等の専門家に依頼するようにしてください。



## 事前調査

調査者等はまず、図面(断面図、構造図、仕上げ表など)調査で建築物を確認します。必ずしも図面が揃っていないなくても調査は可能です。その後、現地を確認します。調査結果により石綿含有建材の有無の判断又は分析が必要な建材を判断します。



## 分析調査

調査者等は現地調査(事前調査を行わない場合)を行い、対象の建材をサンプリングし、分析調査を行います。



## 調査後

分析後、調査結果と今後の維持管理に必要な事項の説明を受けましょう。この調査結果は、解体・改修など行う時に必要となりますので大切に保管して下さい。





## アスベストを使用した建築物の解体・改修を行う時どんな届出などが必要なの?



石綿を含有する建築物を解体など行う際には次の届出を行なう必要があります。



### ■石綿を含有する建築物の解体等に係る届出

	レベル1 ・吹付け石綿	レベル2 ・耐火被覆板(ケイカル板2種) ・断熱材(煙突、屋根折板) ・保温材	レベル3 ・スレート・石綿含有岩綿吸音板 ・Pタイル・ケイカル板1種 ・サイジング・石綿セメント板
「工事計画届」 (14日前までに労働基準監督署長あて提出) <安衛法第88条第4項>	○ (耐火/準耐火建築物の除去作業)	—	—
「特定粉じん排出等作業届書」 (14日前までに都道府県知事等あて提出) <大防法第18条の15>	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
事前届出の実施 (工事着手7日前までに都道府県知事等あて提出) <建設リサイクル法第10条>		○ (特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画届について届出書に記載)	
「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) <石綿則第5条>	○ (封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	○ (除去/封じ込め/囲い込み作業)	—

なお、届出漏れの予防や法の適正執行のため、届出いただいた内容について、建設リサイクル法・大気汚染防止法・労働安全衛生法等関係法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で法令を所管する機関もしくは部局間で情報提供が行われる場合があります。



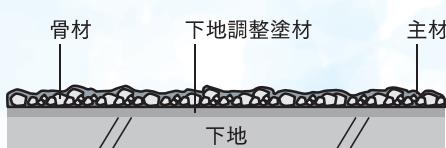
## 外壁などに使用されている石綿含有仕上塗材の届出や飛散防止対策はどうするの?



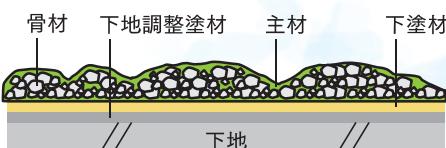
環境省通知(環水大大発第1705301号平成29年5月30日)では、石綿をその重量0.1%を超えて含有する建築用仕上塗材(その下地調整塗材を含む。)に関する大気汚染防止法令上の取扱いについて以下のように通知されています。



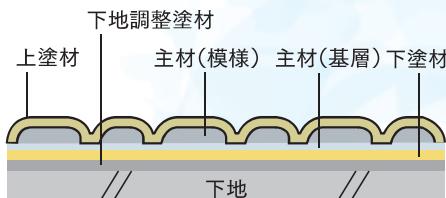
### ●薄付け仕上塗材／砂壁状模様の例



### ●厚付け仕上塗材(上塗材なし)／吹放し模様の例



### ●複層仕上塗材／凸部処理模様の例



石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取扱う。このため、これら石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に際しては、特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準の遵守等が必要となる。また、吹付け工法により施工されたかどうかが明らかでない場合も、石綿含有仕上塗材を「吹付け石綿」とみなして、特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守が行われることが望ましい。

なお、吹付け以外の工法(ローラー塗り等)で施工されたことが明らかな場合は、特定粉じん排出等作業の実施の届出は不要であるが、適切な飛散防止措置が講じられることが望ましい。

※環境省通知(環水大大発第1705301号 平成29年5月30日)

※厚生労働省通達(基安化発0531第1号 平成29年5月31日)

### ■仕上げ塗材施工方法と届出について

仕上げ塗材	工法	状態		特定粉じん排出等作業の実施の届出、作業基準の遵守	飛散防止措置
		明確	吹付け石綿		
		明らかではない	吹付け石綿とみなして		
	吹付け工法			○	○
	吹付け以外の工法(ローラー塗り等)	明確	吹付け石綿に該当しない	○(望ましい)	○(望ましい)
				×(不要)	○(望ましい)

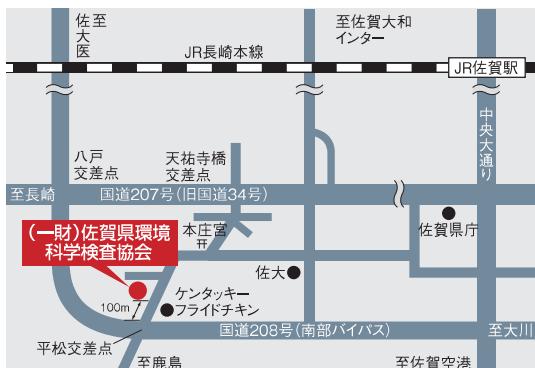


当協会には、2名の  
特定建築物石綿含有建材調査者が  
在籍しています。  
(令和元年7月30日現在)

地域の環境を守ることが  
私たちのよろこびです。

#### 業務内容

水質検査、食品検査、排ガス検査、悪臭測定、  
騒音・振動調査、大気測定、アスベスト測定、  
ダイオキシン類分析、土壤汚染調査、  
生活環境影響調査、環境コンサルタント業務、  
法定検査業務 等



一般財団法人  
佐賀県環境科学検査協会

〒840-0033 佐賀市光一丁目1番2号

**TEL0952-22-1651**  
**FAX0952-22-1655**



<http://www.sakankyo.net>